



宝塚市 パートナーシップの宣誓について

(宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱ガイドライン)

1 パートナーシップの宣誓とは？

お互いを人生のパートナーとすることを約束しあったカップルの方が宣誓書に記入して、市に提出します。一定の条件を満たしている場合、市はおふたりをパートナーと認めて、宣誓書受領証を交付します。

2 パートナーシップ宣誓書受領証を受け取るまでの流れ



① まずは、ご連絡ください。

担当職員が、パートナーシップ宣誓の要件や内容、必要書類などの説明をします。お電話でも、お越しいただいても、どちらでも構いません。



おふたりのお気持ちが決まりましたら…。



② 宣誓する日や時間を調整します。

宣誓書は、おふたりそろって、市職員立ち合いのもとでご記入いただきます。おふたりのご都合の良い日を確認します。土日や閉庁後でも可能です。※すべて個室で対応し、プライバシーはお守りします。



宣誓について、案内文書が届きます。

★宣誓する日時： 月 日 時



宣誓する日が来ました…。



③ 宣誓書にご記入いただきます。

市職員の立ち合いのもと、個室で、おふたりそろって宣誓書にご記入いただきます。その際、必要書類の確認をします。(必要書類は裏面をご覧ください。)



市職員に宣誓書を提出します。



④ 宣誓書を確認します。

市職員が宣誓書を受領し、内容を確認します。



確認完了！



⑤ 受領証が交付されます。

宣誓書の確認が終わりましたら、カップル一組に対し受領証一枚、ご希望があれば、受領証カードをおひとりに一枚ずつ交付します。

3 対象になる方（国籍は問いません）

- 1 おふたりとも民法における成年であること。
- 2 おひとりもしくはおふたりともが市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
※ 転入予定の場合、宣誓していただいたときに「受付票」をお渡しし、宝塚市に転入したことを確認できれば「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。
また、転入予定日は2週間以内になります。
- 3 おふたりとも配偶者がいないこと、宣誓するお相手以外の方とパートナーシップの関係にないこと。
- 4 宣誓者同士で、他市町でパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- 5 直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと。
- 6 直系姻族の関係にないこと。

4 必要書類

- 1 本人確認書類
 - ア 顔写真つきの官公署が発行したもの 1 点
（例：運転免許証、旅券（パスポート）など）
 - イ ア をお持ちでない場合は本人確認書類を 2 点
（例：健康保険証と年金手帳など）
- 2 独身証明書
※本籍地の市町村が発行します。
※国籍が日本でない場合は、「婚姻要件具備証明書（独身証明書）」とその日本語訳が必要です。

5 問い合わせ先

宝塚市総務部人権平和室 人権男女共同参画課
電話：0797-77-9100
FAX：0797-77-2171
E-mail：m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp



市ホームページもご参照ください。